

長崎県五島中央病院  
院内保育所運營業務委託仕様書

令和4年度  
長崎県五島中央病院

# 長崎県五島中央病院

## 院内保育所運營業務委託仕様書

院内保育所運營業務委託の内容および実施方法等の詳細は、この仕様書の定めるところによる。

### 1. 業務名

長崎県五島中央病院院内保育所（以下「保育施設」という。）運營業務委託

### 2. 業務の趣旨

長崎県五島中央病院（以下「当院」という）の労働者の離職防止、キャリア形成・職場復帰支援など就業支援・復帰支援及び五島市在住の地域住民のための快適な育児環境の確保

### 3. 委託期間

令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日

### 4. 業務内容

委託する業務は、当院に雇用されている者の監護する児童（生後57日経過後の0歳児から乳幼児）及び地域枠の乳幼児（生後57日経過後の0歳児から乳幼児）であり、子ども・子育て支援法第19条第3項第3号の子ども（満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの）を対象とした当院保育施設の運営全般とする。

### 5. 当院保育施設

当院保育施設の設置場所は、次のとおりとする。

長崎県五島市吉久木町205番地 長崎県五島中央病院敷地内 院内保育所（つばき保育園）

### 6. 利用定員

事業所内保育施設設置基準及び五島市地域型保育事業、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等により、当院保育施設の収容定員は11人とし、この内一般の保育を必要とする子どもの定員枠を設定する。

### 7. 保育日

当院保育施設の保育日は以下のとおりとする。

- (1) 休業日は、①毎週日曜日、②祝日、③年末年始期間（12月29日～1月1日）とし、それ以外の日（以下「保育日」という）について保育を行うものとする。
- (2) 保育日のうち、保護者の勤務等の都合により、あらかじめ登園児がいないことが明確な場合は、臨時休業とすることができる。

### 8. 保育方針

児童の健全な心身の発達を図ることを目的として保育する。

### 9. 保健・安全

- (1) 受託者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に準じ、児童に入所時および年2回の健康診断を実施するものとする。
- (2) 月1回避難訓練を実施する等、消防法に定められた事項を遵守する。

(3) 保育業務従事者の健康管理は受託者が行うものとする。

#### 10. 児童の事故への対応

受託者は児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、当院はこれに協力するものとし、事故が発生した場合、受託者は速やかに当院に報告するとともに誠意をもって対応するものとする。

また、受託者は保育施設賠償責任保険に加入し、その保険証券の写しを提出するものとする。

#### 11. 備える帳簿

受託者は保育業務従事者の状況および保育している児童の処遇の状況を明らかにする帳票を整備するものとする。

##### (1) 保育業務従事者に関する帳簿等

従事者の氏名、連絡先、資格を証明する書類（写）、採用年月日など

##### (2) 児童の処遇の状況を明らかにする帳簿等

在籍児童および保護者の氏名、児童の生年月日および健康状態、保護者等の連絡先、児童の在籍記録など

#### 12. 保育時間

開設時間は、次のとおりとする。

基当院保育	月曜日～土曜日	7:00～18:00
延長保育	月曜日～土曜日	18:00～20:00
夜間保育	実施無し	

#### 13. 保育士の配置数

五島市地域型保育事業の基準に準じる。

ただし、2人配置数に満たない場合でも、最低2人配置するものとする。

尚、以下の場合においては、協議の上、配置数を増員するものとし、随時当院受託者協議を行い欠員が生じる事の無いよう努める事とする。

児童に年齢以外の事情（自閉症や多動など）がある場合

行事開催や研修、会議、外出などの場合

五島市地域型保育事業以外の児童については下記表の職員数を別途配置する。

年齢区分	基準（保育士1人当たり）
0歳児	3人
1歳児以上	6人
3歳児以上	20人
4歳児以上	30人

※ 年齢欄の適用は、年度4月1日の年齢で計算するものとする

#### 14. 給食等

昼食・夕食（希望者のみ）・おやつの給食等は、以下のとおりとする。

(1) 受託者が認可保育所の指導基準に準じ、カロリー、栄養とも基準値を上回るものを保育園内の調理室の調理施設にて調理を行い提供すること（自園調理室活用による調理業務の委託を含む）。

(2) 家庭での食材摂取確認表に基づき、家庭より摂取申告のあった食材を提供した際に発生したアレルギー等については受託者の責任の範囲外とする。

### 15. 委託料金およびその他費用

委託料の算出方法は以下のとおりとする。

委託料金	区分	委託単価
	通常保育 7:00~18:00	職員配置1名1時間あたりの単価
延長保育 18:00~20:00	※但し調理員については、常勤社員1名(毎月の受託者の所定労働時間の稼働)、非常勤社員1名(上限50H/月の稼働)にて配置するものとする。	
運営維持費 (消耗品費・調理消耗品費含む)	園児(月極)10名までの固定単価	月額単価
	園児(月極)11名以降、1名毎の単価	月額単価

単価には消費税は含まず、別途請求するものとする。

電気・水道等の光熱費、給食に必要な食材・食器・備品類の費用、施設又は備品の維持管理費用等については当院が実費を支払うものとし、電話代、インターネット通信費用については当院が実費を受託者に請求し、受託者が支払うものとする。

利用者がゼロの月が発生した場合、最低人員配置(保育士2名・調理員1名)数に応じた月額費を1か月の委託料金とする。

- ・保育士 : 開園時間(7:00~18:00)配置
- ・調理員 : 8時間配置

委託料算出にあたり、保育従事者の稼働時間の単位は1分単位とし、原則として保育予約時間に合せ実際に保育業務開始時間および保育業務終了時間を記録するものとする。但し、やむを得ない事情により保育予約時間より早く保育業務を開始した場合、および保育予約時間より遅くまで保育業務を行なった場合は、この限りではないものとする。

開園前30分、開園後30分の準備・後片付け時間も保育士1名の配置を行うものとする。

### 16. 業務区分について

業務区分は以下表のとおりとする。

No	事項	受託者	当院	保護者	自治体
1	入所案内等の作成	○			
2	入退所手続き、申込先	○			○
3	保育日時予定表作成			○	
4	上記「3」の提出先	○			
5	業務従事者の採用および教育	○			
6	業務従事者の勤務ローテーションの管理	○			
7	保育日時(変更、休み、延長保育等)の連絡	○			
8	名簿管理等	○			
9	保護者会の開催等	○			
10	保育料の計算、集計	○			
11	保育料の徴収(受託者は従業員枠外の者の保育料及び延長保育料を預り、当院へ渡す。)	○	○		
12	給食・おやつ費(食材費)の決定	○			
13	給食・おやつ費(食材費)の負担		○		
14	乳幼児の賠償責任保険への加入	○			

15	ミルクの準備	○		○	
16	おむつ、着替え、布団上下、タオルケット、毛布、バスタオル、汚れ物入れ等の準備			○	
17	予備のミルク、予備のおむつの準備	○			
18	保育材料（おもちゃ、絵当院等）救急用具、ゴミ袋、トイレトペーパー等の準備		○		
19	什器・備品の購入		○		
20	保育所の修繕		○		
21	日常の清掃	○			
22	ゴミの処理 (収集場所までの搬出：受託者、処分：当院)	○	○		
23	害虫駆除		○		
24	保育内容の変更	○	○		
25	保育料の変更				○
26	行事に係る費用 ※ 実施する場合			○	

#### 17. 業務の委託の制限

受託者は、運営業務の全部又は一部を第三者に委託することを禁ずる。

ただし、当院が承認した場合、当院の責任において第三者に委託することができる。

尚、第三者に業務の一部を委託した場合は、当該委託先との契約書の写しを当院に提出すること。

#### 18. 遵守事項

受託者は、業務の実施にあたり、児童福祉法、労働関係法令等、法令・通知等を遵守すること。

##### (1) 次の事項を遵守すること

- ①受託者及び保育業務従事者は、業務の履行にあたって知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- ②当院に対して誠意をもって業務を遂行すること。
- ③省資源、省エネルギーに努めること。
- ④衛生管理及び災害防止に努めること。
- ⑤保育サービスを利用する者に、親切かつ丁寧に対応すること。
- ⑥保育サービスの申込みがあった際、当該申込者に対し、保育時間・保育内容・その他留意点について十分な説明をすること。
- ⑦児童の安全に十分な配慮をすること。
- ⑧その他、委託業務の遂行にあたっては、事故防止ならびに施設及び備品の保全に努めること。

##### (2) 業務従事者の名簿

受託者は、業務従事者名簿（様式任意。但し担当業務及び氏名記載が必要）に、写真、業務に従事するために必要な資格を証する書類を添付して当院に提出すること。

尚、異動があった場合も同様とすること。

#### 19. その他

補助金等の申請業務は自治体（五島市）の要望により当院主導で行うこと。

処遇改善加算に関して、受託者は（1）の手続きを行い、当院はその額を保育従事者に支払うこととする。

業務委託にあたって、保護者などの利用者と十分協議すること。

この仕様書に記載されていない事項については、双方が誠意をもって協議して定めるものとする。